

桜川市新庁舎建設基本構想の概要

■桜川市新庁舎建設基本構想とは

桜川市新庁舎建設基本構想は、市民の利便性が高く、効率的なより良い庁舎のあり方について現庁舎の課題や問題点を検証するとともに、将来の桜川市を見据えた新たな市庁舎の整備に関する指針となる基本的な考え方を示すものです。

■現庁舎の課題

○庁舎の老朽化

現在利用している各庁舎は築後約40年から50数年経過しており、施設の老朽化のみならず各種設備機器の劣化も課題となっています。

○耐震性の不足

大和庁舎の新庁舎以外は旧耐震基準で建築されており、平成21年と22年に実施した耐震診断において、「耐震補強等の対策が必要」と診断されています。

○防災拠点機能の不足

3庁舎ともに自家発電設備がないため、災害等による停電時の業務に支障をきたす恐れがあります。また、災害発生時にそれぞれの庁舎で活動することが予測され、指揮系統の連絡体制や組織的な対応に支障をきたす恐れがあります。

○庁舎内施設の偏在・不足等

現在、それぞれの庁舎で業務を行っていますが、特に大和庁舎においては会議室が少なく、会議及び業務に支障をきたしている状況です。また、相談に来られた市民のプライバシー保護のための相談室が確保されていない状況です。

○高齢者や障がい者対応への支障

現庁舎には、エレベータやいす式階段昇降機が設置されていないため、高齢者や障がい者の2階、3階への移動が困難となっています。また、音声案内や電光掲示板等の情報伝達手段が整備されておらず、多機能トイレも設置されていない状況です。

○分庁舎方式の課題

現在の市庁舎機能は、3庁舎に分散しており、来庁者が一つの庁舎で目的が完結せず、庁舎間の移動が必要な場合がある等、市民サービスの低下を招いています。また、職員の庁舎間移動による業務効率の低下、庁舎管理費などについて課題となっています。

■新庁舎建設の基本方針

新庁舎は、分庁舎方式で発生した数々の課題を解決するために、本庁舎方式を採用して整備していきます。ただし、市民サービスの低下を招かないように、本庁舎とは別に支所を置くこととします。また、以下の3つの事項を新庁舎建設の基本方針として整備していきます。

○防災拠点として機能する庁舎

市民に安心を与え・安全を確保していくことができる防災拠点となる施設を目指します。防災拠点としての機能を維持するための自家発電設備や太陽光発電による非常用電源の確保を検討します。

○市民サービスの向上を目指した庁舎

分散している庁舎機能を集約し、本庁舎方式とすることで本庁舎において市民の目的が完結できるようにします。あわせて、効率的な市民サービスを提供できる動線を確保するとともに、来庁者のプライバシーが保護される空間を確保していきます。また、ユニバーサルデザインの導入とフロア配置の工夫により、すべての市民にやさしい庁舎とします。

○シンプルで機能性と経済性に優れた庁舎

より効率性、経済性を徹底して、無駄を省いたシンプルな庁舎とします。また、庁舎のみならず新庁舎建設用地については、周辺の施設・土地について経済性を考慮して有効活用するものとします。あわせて、環境負荷の低減と更なる経済性に優れた庁舎とします。

■新庁舎の整備方針

○新庁舎の位置

新庁舎の位置については、防災性、住民の利便性、経済性、行政機能の視点から総合的に検討した結果、「大和庁舎敷地を中心とした周辺の市有地」とすることとします。

○新庁舎の規模

延床面積については、答申結果の9,500㎡（既存庁舎の一部を再利用すれば8,500㎡）を基準（目安）とし、今後の基本計画や基本設計においてその都度検討し、適正な規模を算定していくこととします。

○事業費及び財源

今後の「基本計画」策定時において、事業費の算定を行っていくこととし、厳しい財政事情の中で新庁舎を建設することから、建設費の削減に努めるものとします。財源については、新市建設計画の中で合併特例債事業に位置付けられていることから、合併特例債を有効に活用することとします。

○今後のスケジュール

| | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 | 34年度 | 35年度 | 36年度 | 37年度 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 基本構想 | ←→ | | | | | | | | |
| 基本計画 | | | ←→ | | | | | | |
| 基本設計 | | | | ←→ | | | | | |
| 実施設計 | | | | | | ←→ | | | |
| 本体工事 | | | | | | | ←→ | | 供用開始 |